

下関市監査委員公表第9号  
令和7年(2025年)5月7日

地方自治法第199条第2項の規定に基づく行政監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり公表する。

下関市監査委員	今井弘文
同	秋森和也
同	戸澤昭夫
同	井川典子

1 報告内容

別添「令和6年度行政監査結果報告書」のとおり

2 報告書提出年月日

令和7年5月2日

令和 6 年 度  
行 政 監 査 結 果 報 告 書

(監査の内容 市が主催する行事の損害保険について)

下 関 市 監 査 委 員

## 目 次

<b>1</b>	<b>監査の概要</b> .....	<b>1</b>
1	監査の種別.....	1
2	監査の内容.....	1
3	監査の目的.....	1
4	監査の実施期間.....	1
5	監査対象.....	1
6	監査の方法.....	1
7	監査の着眼点.....	2
<b>2</b>	<b>監査の結果</b> .....	<b>3</b>
1	部局調査の書面調査の結果.....	3
1	部局調査（市）の結果.....	3
2	部局調査（指定管理）の結果.....	9
2	職員調査の書面調査の結果.....	13
3	市民賠償責任保険調査の書面調査の結果.....	16
4	着眼点に対する監査の結果.....	18
5	意見.....	19
<b>3</b>	<b>むすび</b> .....	<b>20</b>

※当報告書の各表中、表示単位未満の数値は四捨五入したため、内訳の計と総数が合わない場合がある。

# 1 監査の概要

## 1 監査の種別

行政監査（地方自治法第 199 条第 2 項の規定による監査）

## 2 監査の内容

市が主催する行事の損害保険について

## 3 監査の目的

近年、市が主催<sup>1</sup>する行事（以下「主催行事」という。）について、体験型の講座などの実施内容の多様化や異常気象等に伴い、不測の事故のリスクが懸念されている。

他の自治体においては、主催行事の参加者が事故に遭い、死亡するという事案も発生しており、本市においても万が一に備えることが必要不可欠である。

そこで、主催行事の開催中の事故等の対策について、いわゆるイベント保険（以下「イベント保険等」という。）の加入状況等の調査を中心に、主催行事を実施している各課所室に対し監査を行い、対応状況や問題点を整理し、改善点等について検討することを目的とする。

## 4 監査の実施期間

令和 7 年 2 月 1 7 日から令和 7 年 4 月 3 0 日まで

## 5 監査対象

全部局及び職員

## 6 監査の方法

下関市監査基準に準拠して、以下の方法により実施した。

(1) 全部局<sup>2</sup>に対する以下の調査（以下「部局調査」という。）を行う。

ア 市が直接的に実施する<sup>3</sup>主催行事（以下「直接的市主催行事」という。）に関する調査（以下「部局調査（市）」という。）

イ 指定管理者が指定管理業務として実施する主催行事（以下「指定管理者主催行事」という。）に関する調査（以下「部局調査（指定管理）」という。）

---

<sup>1</sup> 一部又は全部を委託して実施するもの、指定管理者が指定管理業務として実施するもの、共催で実施するものを含む。市が構成員となるが実行委員会等の団体が主催するものを含まない。

<sup>2</sup> 市長部局、会計管理者、各企業会計の局、市議会・教育委員会・農業委員会・選挙管理委員会の事務局。26 部局 132 課所室。

<sup>3</sup> 主催行事のうち、指定管理者が指定管理業務として実施するものを除く。

- (2) 職員<sup>4</sup>に対するアンケート方式（無記名）による調査（以下「職員調査」という。）を行う。
- (3) 全国市長会<sup>5</sup>市民賠償責任保険<sup>6</sup>（以下「市民賠償責任保険」という。）の所管課に対する調査（以下「市民賠償責任保険調査」という。）を行う。
- (4) 部局調査及び市民賠償責任保険調査に基づき、必要に応じて、実地調査及び関係職員等のヒアリングを行う。

## 7 監査の着眼点

今回の監査では、主に次の事項について調査を行った。

- (1) 事故等の対策を定めているか。
- (2) イベント保険等に加入しているか。

---

<sup>4</sup> グループウェアのアンケート機能を活用し、アカウントを付与されている職員（市長、副市長、行政委員会の長、保健所長、公営企業管理者を除く。）2,133人に依頼し、経験を有する職員に回答を求めた。

<sup>5</sup> 全国の市長（特別区の区長を含む。）をもって組織し、地方自治法第263条の3に基づく総務大臣への届出団体。令和6年4月1日現在815市区（792市・23区）が加盟。

<sup>6</sup> 全国市長会が提供する保険事業の一つで、全国の市が加入でき、事故等で生じた賠償責任を保証する「賠償責任保険」と、見舞金を補償する「補償保険」により構成されている。

## 2 監査の結果

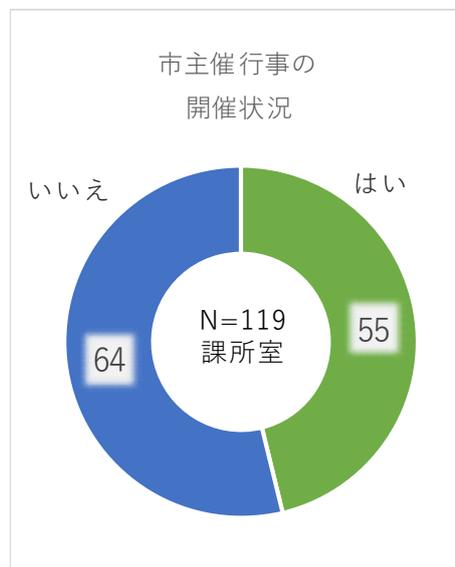
監査の結果は、次のとおりである。

### 1 部局調査の書面調査の結果

#### 1 部局調査（市）の結果

##### (1) 主催行事の開催状況

部局調査（市）に対して回答のあった119課所室<sup>7</sup>のうち、令和5年度に直接的市主催行事を開催した課所室は55箇所（20部局）46.2%で、総参加人数は、延べ238,960人、開催件数は3,527件であった。開催件数が最も多かった部局は、保健部で1,498件42.5%、次いで教育委員会で1,080件30.6%、福祉部で328件9.3%であった。※表1：部局別種類別の開催状況（全体）のとお



開催件数を行事の種類別に見ると、最も多かったものは「講座・教室等（文化系）」で1,646件46.7%、次いで「講座・教室等（運動系）」が896件25.4%、「講座・教室等（他）」が746件21.2%であった。



<sup>7</sup> 消防局は、一括回答のため、消防局の全課所を1でカウントしている。

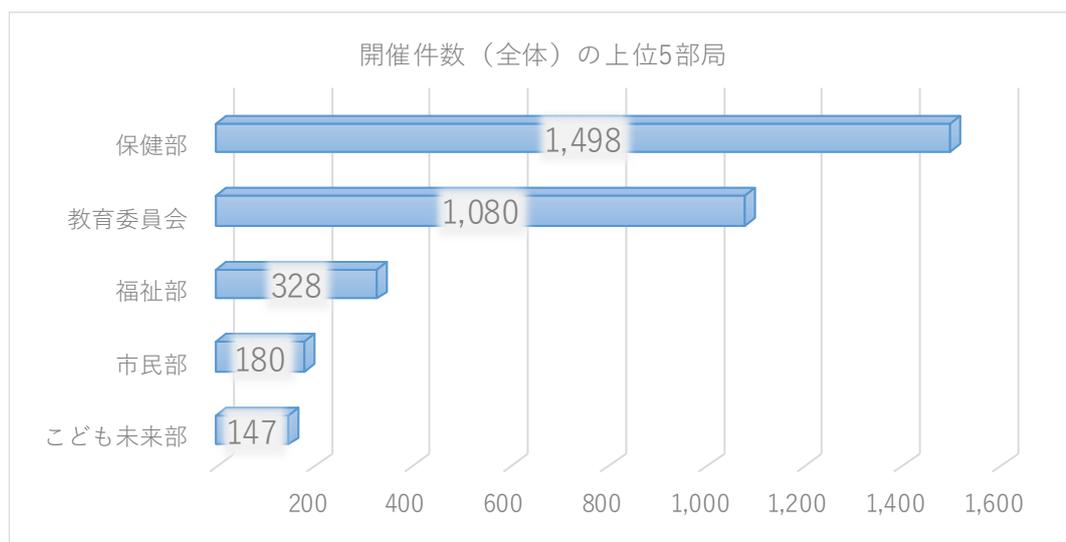


表 1：部局別種類別の開催状況（全体）

部局	参加人数	開催数	開催種類別							他	イベント 他	屋内	屋外
			講座 教室等	運動系	文化系	セミナー 型	教室型	体験等	以外				
総合政策部	995	74	71		71	1	70	2	68		3	2	1
総務部	78	1	1		1		1	1					
市民部	11,267	180	178	1	27	27				150	2	1	1
福祉部	6,041	328	325	256	69	6	63	1	62		3	3	
こども未来部	3,438	147	147	93	54	49	5	5					
保健部	34,141	1,498	1,484	405	576	347	229	156	73	503	14	14	
環境部	138	3	3		2		2	2		1			
産業振興部	25,844	97	57		13	9	4		4	44	40	28	12
農林水産振興部	51,210	22	3		3	1	2		2		19		19
観光スポーツ文化部	3,222	19	12	11	1		1	1			7	3	4
建設部	114	4	3		3	3					1		1
都市整備部	9,000	1									1		1
港湾局	220	3	2		2	2					1		1
菊川総合支所	94	1									1	1	
豊田総合支所	190	1									1	1	
豊浦総合支所	211	2	1	1							1	1	
豊北総合支所	3,890	8	5		4	4				1	3	1	2
教育委員会	82,929	1,080	944	103	794	121	673	367	306	47	136	132	4
上下水道局	1,872	27	25		25	1	24		24		2		2
消防局	4,066	31	27	26	1		1	1			4		4
合計	238,960	3,527	3,288	896	1,646	571	1,075	536	539	746	239	187	52
割合			93.2%	25.4%	46.7%	16.2%	30.5%	15.2%	15.3%	21.2%	6.8%	5.3%	1.5%

直接的市主催行事のうち、ケガ等の事故のリスクが高いと想定されるこどもや親子（中学生以下）のみを対象としたもの（以下「こども等対象行事」という。）を開催した課所室は27箇所22.7%で、総参加人数は、延べ26,013人、開催件数は1,193件であった。※表2：部局別種類別の開催状況（こども）のとおり

開催件数を行事の種類別に見ると、最も多かったものは「講座・教室等（他）」で516件43.3%、次いで「講座・教室等（文化系）」が508件42.6%、「講座・教室等（運動系）」が156件13.1%であった。

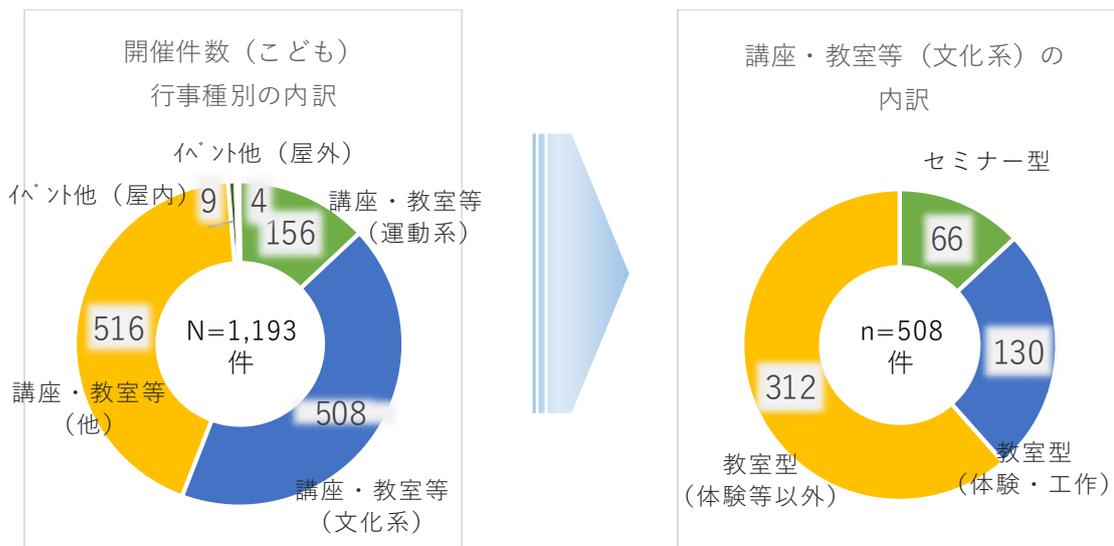


表2：部局別種類別の開催状況（こども）

部局	参加人数	開催数	講座・教室等							他	イベント 他	屋内	屋外
			運動系	文化系	セミナー 型	教室型 体験等	以外						
総合政策部	431	5		5			5		5				
総務部	78	1		1			1	1					
市民部	7,777	150		149					149	1		1	
福祉部	28	3		3			3		3				
こども未来部	3,313	145	145	93	52	47	5	5					
保健部	3,865	398	397	3	31	9	22	1	21	363	1	1	
環境部	47	4	4		4		4	4					
農林水産振興部	14	1	1		1		1	1					
観光・文化部	680	6		5							1	1	
港湾局	70	1									1	1	
豊浦総合支所	100	1	1	1									
教育委員会	8,269	452	444	54	386	10	376	118	258	4	8	8	
上下水道局	1,236	25	25		25		25		25				
消防局	105	1									1	1	
合計	26,013	1,193	1,180	156	508	66	442	130	312	516	13	9	4
割合			98.9%	13.1%	42.6%	5.5%	37.0%	10.9%	26.2%	43.3%	1.1%	0.8%	0.3%

(2) 事故対応マニュアルの策定状況

部局調査（市）で令和5年度に直接的市主催行事を開催した55課所室のうち、あらかじめ事故等が発生した場合の体制やマニュアル（以下「事故対応マニュアル」という。）などの何らかの対策を定めている課所室は8箇所14.5%であった。

定めていない課所室に、その理由を調査した結果、「発生したことがないから」が3箇所6.4%、「発生リスクが低いから」が23箇所48.9%、「特に理由はない」が14箇所29.8%、「その他」が7箇所14.9%であった。※表3：定めていない理由「その他」のとおり

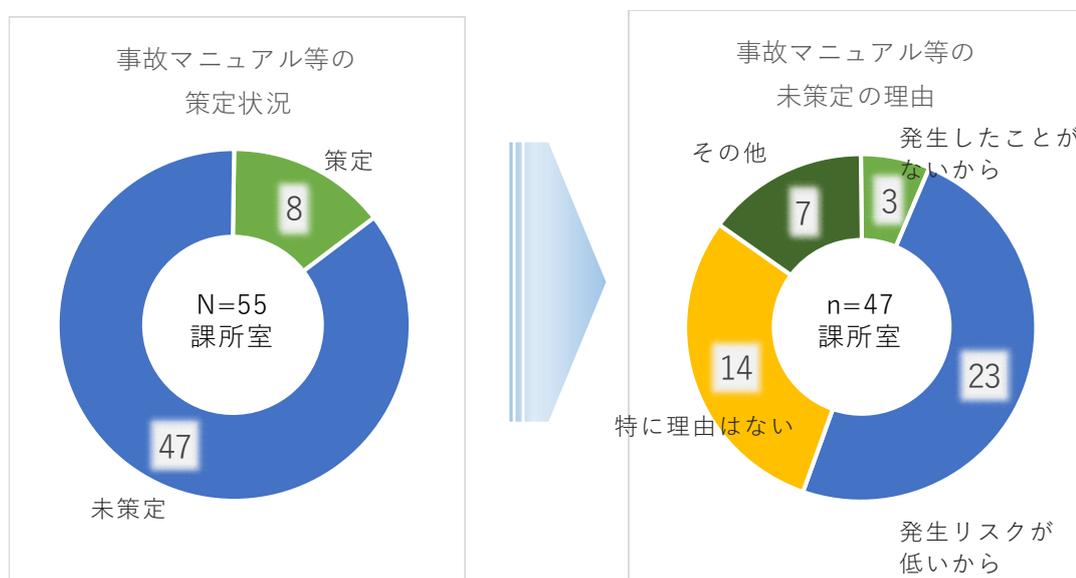


表3：定めていない理由 「その他」

- 有事の際の連絡体制が確立されているため、特別な大規模イベント以外はマニュアルは策定していない
- 契約仕様書において、安全確保（参加者の体調管理や事故防止等）に関する内容を盛り込んでおり、契約後、イベント開催前に詳細協議を行っているため
- 養護教諭に参加してもらい、エアコンのついている部屋を保健室として準備、熱中症計を準備
- 参加者のケガ、病気に備え、保健師を常駐させている（2課所室）
- 救急救命士を配置し体制を整えている
- 救護所を設け、看護師や保健師を配置しているため、また、市民会館が定める緊急時対応を参考にしている

### (3) 事故等の発生状況

部局調査（市）において、平成30年度から令和6年度調査時点までに人身又は物損事故が発生した課所室は、7箇所12件で、人身事故<sup>8</sup>が11件11人、物損事故<sup>9</sup>が1件であった。

人身事故人数の内訳としては、外傷が10人、うち軽傷9人重傷以上1人、疾病1人は中等症以上であった。※表4：事故内容別の発生状況のとおり

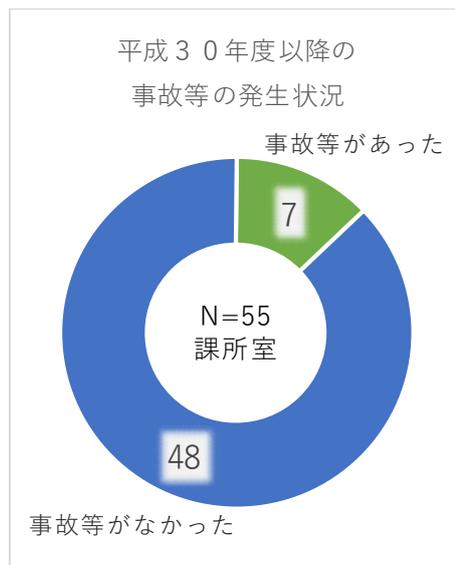


表4：事故内容別の発生状況

部局	人身 件数	人身 人数	事故内容						物損 件数	
			外傷	軽傷	重傷 以上	疾病	軽症	中等症 以上		死亡
保健部	4	4	4	4						1
産業振興部	2	2	2	2						
豊田総合支所	1	1	1	1						
豊北総合支所	1	1	1		1					
教育委員会	3	3	2	2		1		1		
合計	11	11	10	9	1	1		1		1

<sup>8</sup> ケガや熱中症等が想定されることから外傷と疾病で調査。厚生労働省の分類等を参考に外傷は軽傷（全治1箇月（30日）未満の治療を要するもの）と重傷以上（軽傷以外）、疾病は軽症（入院を要しないもの）と中等症以上（軽症以外）に区分。

<sup>9</sup> 会場の建物や機械設備等の毀損や汚損を対象とし、駐車場等の自動車事故は自動車保険の適用が想定されることから対象外とした。

#### (4) 保険の加入状況

部局調査（市）において、令和5年度に直接的市主催行事を開催した55課所室のうち、市民損害賠償責任保険とは別に加入した保険の状況を調査した結果、18課所室32.7%が何らかの保険に加入していた。

その内訳は、行事傷害補償保険等<sup>10</sup>に加入が6箇所10.9%、損害賠償保険等<sup>11</sup>に加入が7箇所12.7%、いずれにも加入が4箇所7.3%となっていた。

個別に何らかの保険に加入している課所室にその理由を調査した結果、全ての課所室の回答は「リスク管理のため」であった。また、加入していないと回答した課所室にその理由を調査した結果、最も多かった回答は、「必要性がないため」で23箇所62.2%、次いで「その他」で6箇所16.2%、「担当課のみではスケールメリットが低いため」及び「予算の確保が困難なため」が同数で4箇所10.8%の順となっていた。※表5：保険に未加入の理由「その他」のとおり

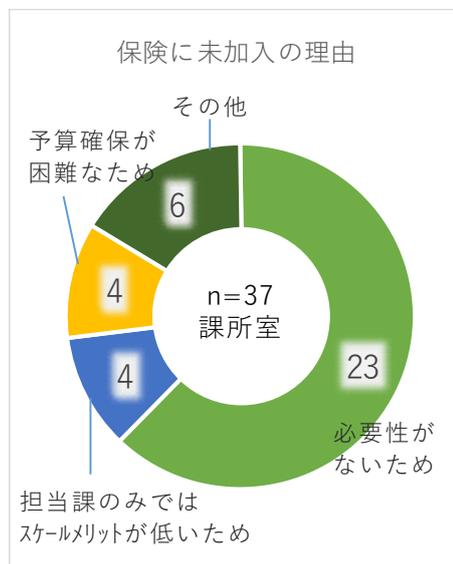
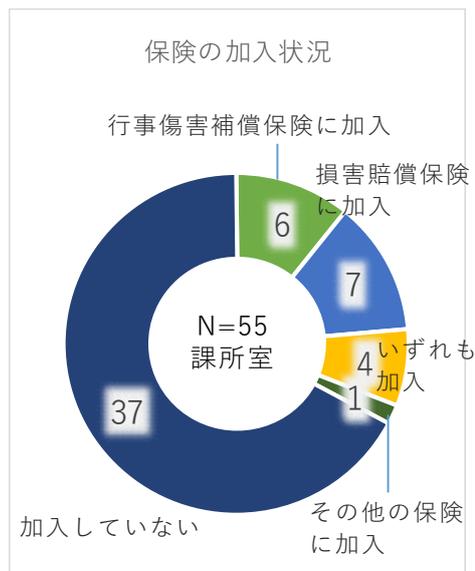


表5：保険に未加入の理由「その他」

- 事故が発生したことがないため
- 事故の発生リスクが低いため
- 参加者（児童・生徒）については、「日本スポーツ振興センター災害共済給付制度」を利用できるため
- 全体で加入している保険や各施設が加入している保険で対応することを想定しているため

<sup>10</sup> 主催者の過失に関係なく通院や入院等の費用に対する保険を対象とした。

<sup>11</sup> 主催者の損害賠償を補償する保険を対象とした。

## 2 部局調査（指定管理）の結果

部局調査（指定管理）に対して回答のあった119課所室のうち、令和5年度に指定管理者主催行事を開催した課所室（以下「指定管理者主催行事開催課所室」という。）は、11課所室（8部局：16施設）9.2%であった。※表6：指定管理者主催行事の部局別課所室・施設数のとおり

表6：指定管理者主催行事の部局別課所室・施設数

8部局	11課所室	16施設
部局	課所室数	施設数
市民部	1	1
福祉部	1	1
こども未来部	1	1
保健部	1	1
環境部	1	1
観光スポーツ文化部	2	7
菊川総合支所	1	1
教育委員会	3	3

### (1) 主催行事の開催状況

指定管理者主催行事開催課所室の11課所室（8部局）の指定管理者主催行事の開催状況は、総参加人数は延べ125,920人、開催件数は682件であった。開催件数を行事の種類別に見ると、最も多かったものは「講座・教室等（運動系）」で271件39.7%、次いで「講座・教室等（文化系）」が197件28.9%、「イベント他（屋内）」が117件17.2%であった。※表7：部局別種類別の開催状況（全体）のとおりに

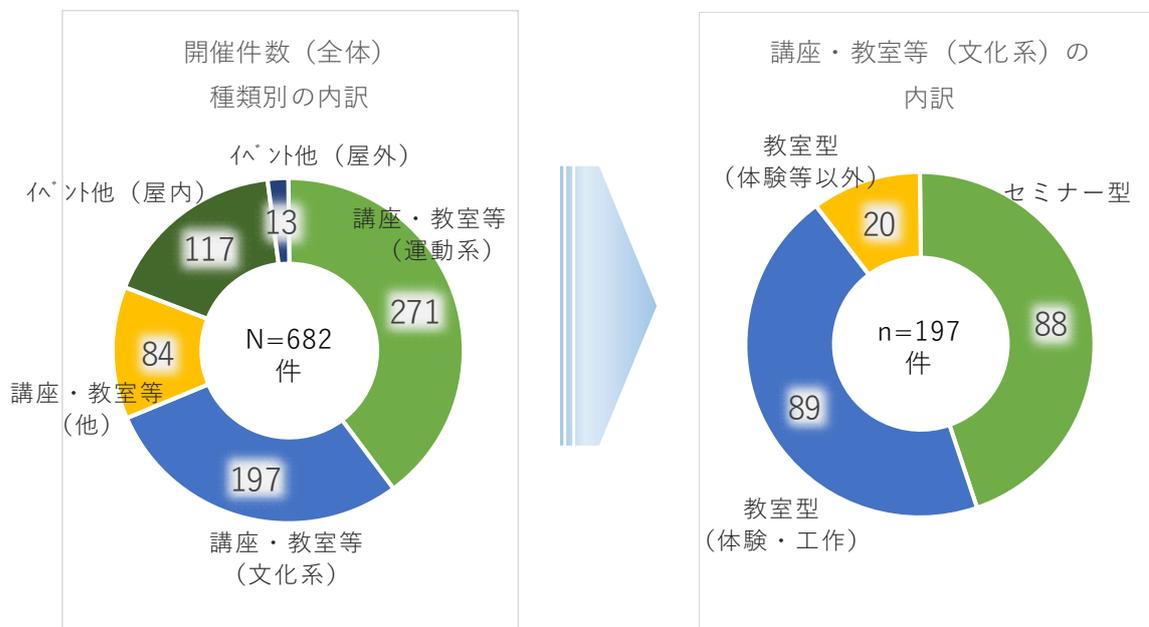


表 7：部局別種類別の開催状況（全体）

部局	参加人数	開催数	開催種類別								他	イベント他	屋内	屋外
			講座 教室等	運動系	文化系	セミナー 型	教室型	体験等	以外					
市民部	491	15	7		7	7						8	7	1
福祉部	3,007	126	111	111								15	15	
こども未来部	9,272	226	203	84	95	75	20	18	2	24	23	23		
保健部	34	1										1	1	
環境部	17,843	58	55		55		55	55				3	3	
観光・文化部	30,142	136	99	27	12		12	5	7	60	37	28	9	
菊川総合支所	9	1	1		1		1	1						
教育委員会	65,122	119	76	49	27	6	21	10	11		43	40	3	
合計	125,920	682	552	271	197	88	109	89	20	84	130	117	13	
割合			80.9%	39.7%	28.9%	12.9%	16.0%	13.0%	2.9%	12.3%	19.1%	17.2%	1.9%	

指定管理者主催行事のうち、こども等対象行事を開催した課所室は5箇所4.2%で、総参加人数は、延べ27,475人、開催件数は301件であった。開催件数を行事の種類別に見ると、最も多かったものは「講座・教室等（文化系）」で156件51.8%、次いで「講座・教室等（運動系）」が93件30.9%、「イベント他（屋内）」が26件8.6%であった。※表8：部局別種類別の開催状況（こども）のとおり

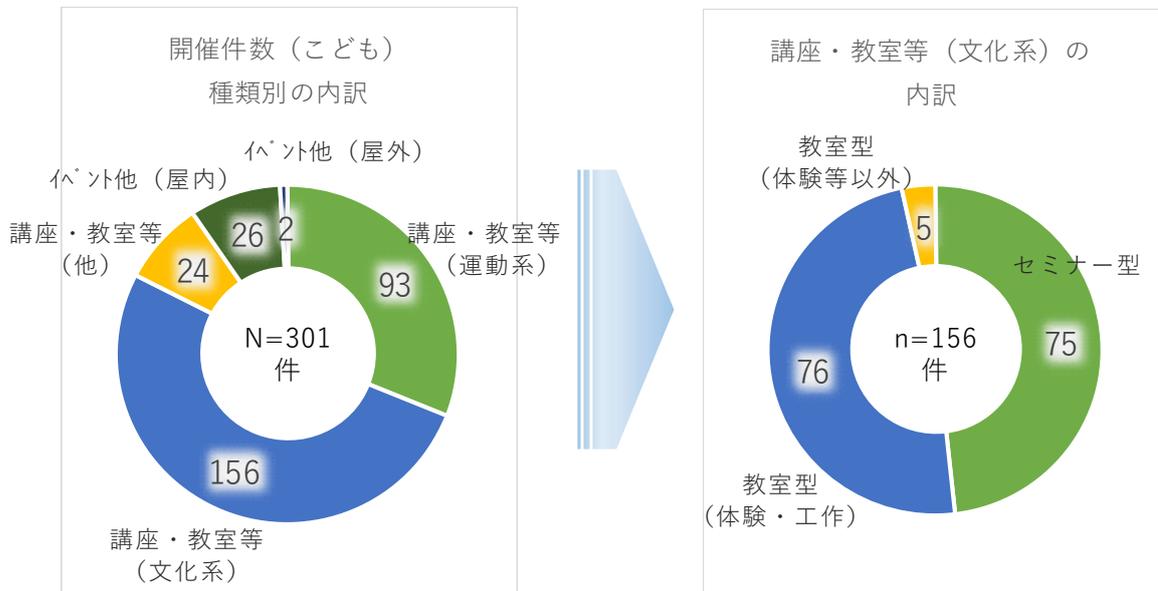


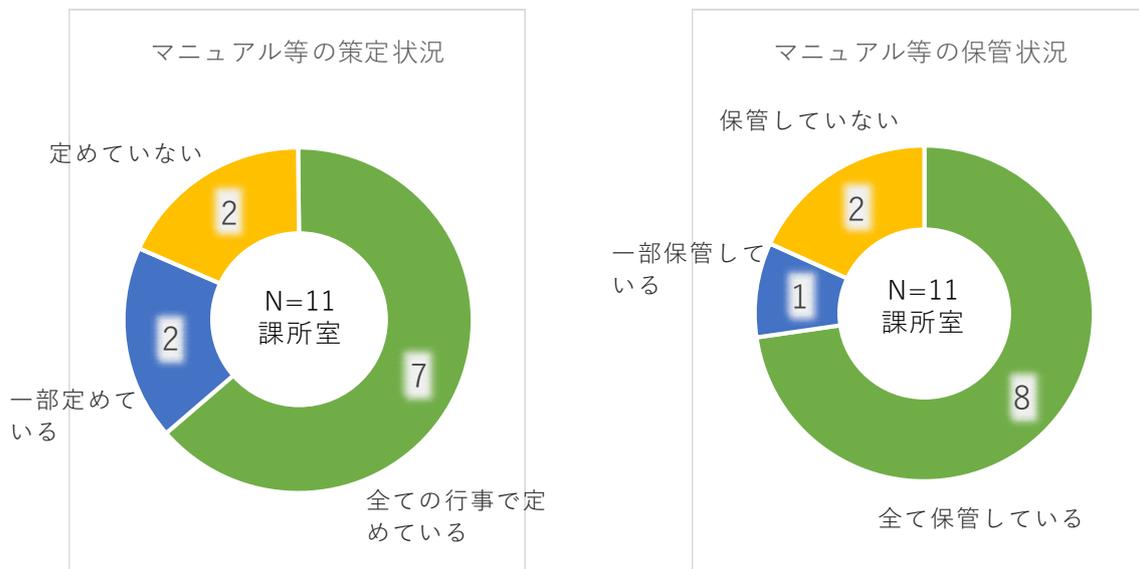
表 8：部局別種類の開催状況（こども）

部局	参加人数	開催数	開催の種類							開催の場所			
			講座 教室等	運動系	文化系	セミナー 型	教室型	体験等	以外	他	イベント 他	屋内	屋外
こども未来部	9,272	226	203	84	95	75	20	18	2	24	23	23	
環境部	17,843	58	55		55		55	55			3	3	
観光スポーツ文化部	275	15	14	9	5		5	2	3		1		1
教育委員会	85	2	1		1		1	1			1		1
合計	27,475	301	273	93	156	75	81	76	5	24	28	26	2
割合			90.7%	30.9%	51.8%	24.9%	26.9%	25.2%	1.7%	8.0%	9.3%	8.6%	0.7%

(2) 事故対応マニュアル策定状況

指定管理者主催行事開催課所室の 11 課所室に確認した結果、あらかじめ事故対応マニュアル<sup>12</sup>などの何らかの対策を定めている課所室は 9 箇所 81.8%で、「全ての行事で定めている」が 7 箇所 63.6%、「一部定めている」が 2 箇所 18.2%、全く定めていない課所室が 2 箇所 18.2%であった。

そのうち、当該マニュアルなどを所管課所室において保管している課所室は 9 箇所 81.8%で、「全て保管している」が 8 箇所 72.7%、「一部保管している」が 1 箇所 9.1%、全く保管していない課所室が 2 箇所 18.2%であった。



<sup>12</sup> 「下関市指定管理者制度ガイドライン（本編）」（以下「指定管理ガイドライン」という。）では「危機の発生による業務の中断を最小限にとどめ、施設の管理運営を再開し継続的に実施していくための体制や手順をあらかじめ定めておく」とされている。

### (3) 事故等の発生状況

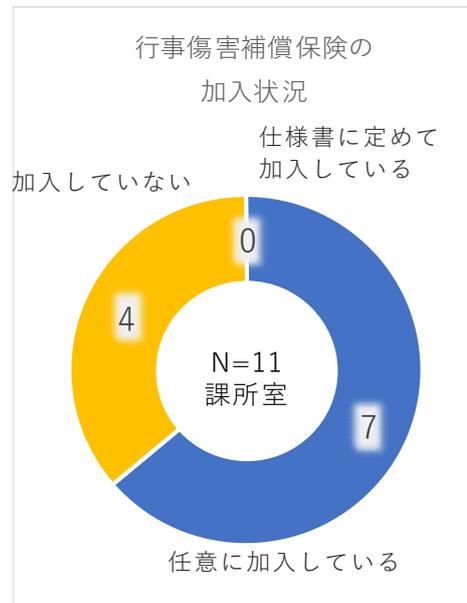
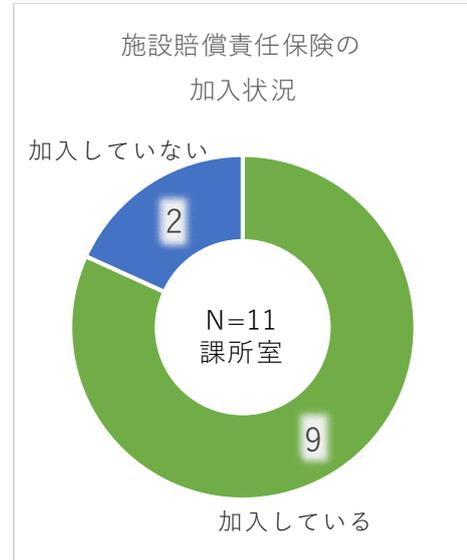
指定管理者主催行事開催課所室の11課所室に確認した結果、人身又は物損事故が発生した課所室はなかった。

### (4) 保険の加入状況

指定管理者主催行事開催課所室の11課所室に施設賠償責任保険（指定管理特約条項等のついたもの）の加入状況を調査した結果、「加入している」が9箇所81.8%、「加入していない」が2箇所18.2%であった。

次に、指定管理者の行事傷害補償保険の加入状況について調査した結果、市が仕様書に定義し加入を義務づけている課所室はなかったものの、指定管理者の判断で加入している課所室が7箇所63.6%であった。加入していない課所室は4箇所36.4%であった。

また、指定管理者が行事傷害補償保険に加入している7課所室にその理由を確認した結果、全ての課所室が「リスク管理のため」であった。



## 2 職員調査の書面調査の結果

職員調査を2,133人に依頼し、434人20.3%の回答が得られた。

### (1) 事故対応の苦慮経験

市の過失に関係なく人身事故や物損事故が発生し、費用負担などの要求等により対応に苦慮した経験について確認したところ、「ある」が18人4.1%、「要求等はあったが困らなかった」が12人2.8%、「事案がなかった」が404人93.1%であった。

「要求等はあったが困らなかった」と回答した12名に、困らなかった理由を確認したところ、7人が回答し、市民活動保険又は何らかの保険に加入しており、保険を適用したためであった。※表9：要求等はあったが困らなかった理由のとおり

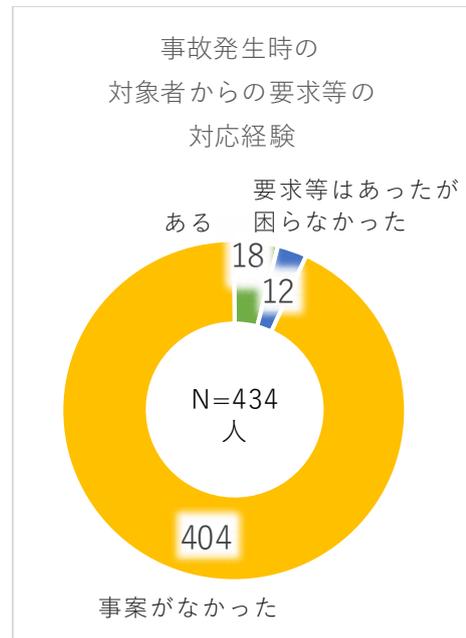


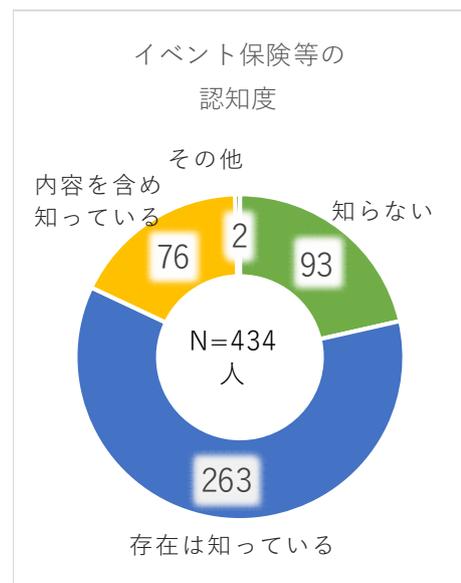
表9：要求等はあったが困らなかった理由

- 市民活動保険<sup>13</sup>の対象となる活動だったため
- イベント保険に加入していたため
- 保険に加入していたため

### (2) イベント保険等の認知度

イベント保険等の認知度を確認したところ、「知らない」が93人21.4%、「存在は知っている」が263人60.6%、「内容を含め知っている」が76人17.5%であった。339人78.1%の人が、一定の認知をしている結果となった。

また、「その他」の回答が2人0.5%で、うち1人は「実際に利用したことがある」で、内容を含め認知している者であった。※1名は無回答



<sup>13</sup> 市が市民活動を支援するため加入している保険。市民活動団体等が地域社会活動等で事故が発生した場合、賠償又は傷害補償する保険。市が行う行事等の事業に無報酬で携わる場合も利用できる。

(3) イベント保険等への加入に対する意識

イベント保険等への加入に対する意識を確認したところ、「検討したことがある」が40人9.2%、「強くある」が28人6.5%、「ある」が155人35.7%、「ない」が211人48.6%であった。必要性を感じている人は223人51.4%であった。

必要性を感じている223人に対し、その理由を確認<sup>14</sup>したところ、最も多かった回答が「リスク管理として必要」で118人、次いで「参加者が安心して参加できるため」で87人、「安心して仕事をするため」で68人であった。※グラフ：加入が必要と感じた理由・表10：加入が必要と感じた理由「その他」のとおり

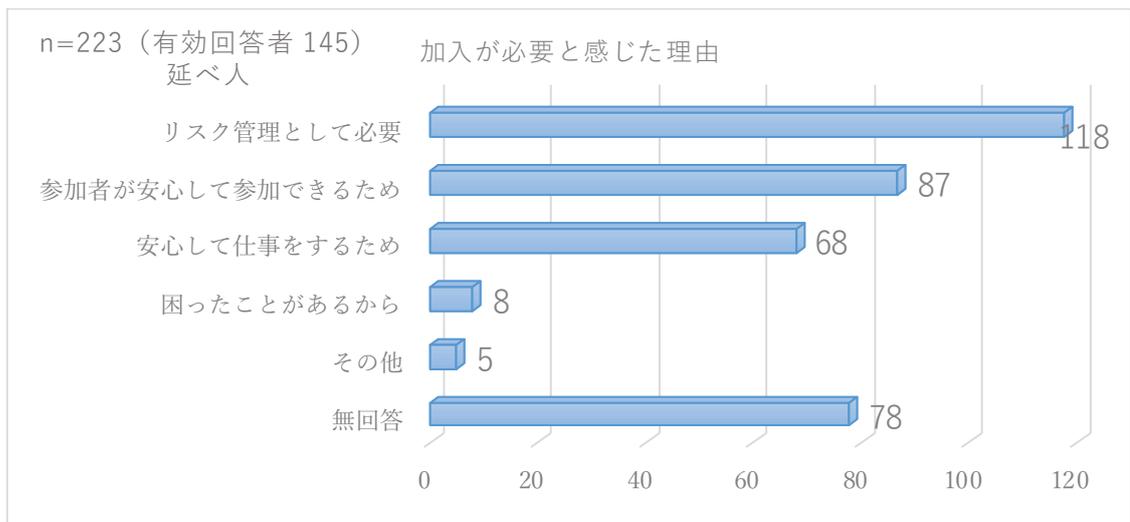
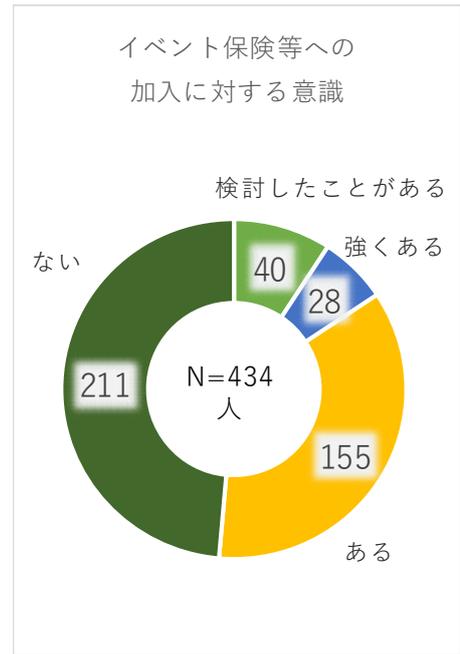


表10：加入が必要と感じた理由「その他」

- 主催者としての責務
- 実際に利用したことがあるから

<sup>14</sup> 複数回答のため、サンプル数（223）と回答数（286）が一致しない。無回答78、回答者145の平均選択数1.97。

一方、必要性を感じていない 211 人に対し、その理由を確認したところ、最も多かった回答が「困ったことがないから」で 153 人 72.5%、次いで「特に理由はない」で 41 人 19.4%、「その他」で 12 人 5.7%、無回答 5 人 2.4%であった。※表 11：加入の必要性を感じていない理由「その他」のとおり

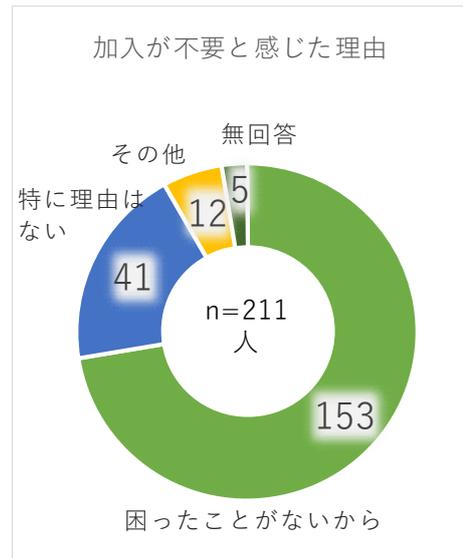


表 11：加入の必要性を感じていない理由「その他」

- 必要性の認識はあるが、全庁的な方針・基準に関する周知等が無いいため、異動先の課所ごとに対応の仕方・考え方が異なっている印象を持っている
- 市民総合賠償保険でも賄えないようなリスクがあるイベントは開催するべきではないと考える、リスクを考えて保険料に予算を使い、イベントが小規模になることは愚策であると思う
- 想定可能な範囲の危険性を排除して実施している
- 保険料がどのぐらいするかわからないから
- 委託業者と契約するときに、賠償に関する条項を定めているから、また、保険料がどのぐらいするかわからないから
- 保険の存在を知らないから判断できないため「ない」と回答した
- イベント等を開催する業務の経験がないため「ない」と回答した

### 3 市民賠償責任保険調査の書面調査の結果

#### (1) 市民賠償責任保険の概要

##### ア 賠償責任保険

市が所有、使用、管理する施設の瑕疵	市が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金を支払
市が行う業務上の過失	
市の福祉施設等において提供される生産物	

対象となる施設	対象とならない施設（参考）
庁舎、福祉施設、保養施設、文化施設、スポーツ施設、公園、産業施設、生活環境施設、フェンス等の工作物	医療施設、住宅施設、学校施設・保育所（全国市長会学校災害賠償補償保険の対象）、道路、上下水道
対象となる業務	対象とならない業務（参考）
保守管理、社会福祉、社会教育、社会体育、その他市が行う業務や主催・共催行事等	許認可等行政処分、工事関連、医療、消防関連、学校・保育（全国市長会学校災害賠償補償保険の対象）、予防接種（全国市長会予防接種事故賠償補償保険の対象）等
対象となる生産物	生産、販売又は提供される飲食物その他の製品

賠償責任保険 契約類型 1型		A型	B型	C型	D型	E型	F型
限度額	身体	1名 2,000万	3,000万	5,000万	1億	1.5億	2億
		1事故 2億	3億	5億	10億	15億	20億
	財物	1事故 1,000万	1,000万	1,000万	2,000万	2,000万	2,000万

##### イ 補償保険

市が主催・共催する行事等に参加する住民等第三者	外来の事故により死亡、後遺障害又は入院通院を伴う傷害を被った場合に市の損害賠償責任の有無に関係なく、市が本保険と同一基準で制定する規則に基づいて支払う見舞金等に対して保険金を支払
社会奉仕活動を行う団体又は市の管理下にある住民個人	

契約類型		2型	3型	4型	5型	6型
死亡保険	1口:100万 5口まで	○	○	○	○	○
後遺障害保険	死亡保険金の4~100%	○	○	○	○	○
入院保障保険	1~91日 類型別の金額	-	○	○	○	○
通院保障保険	1~61日 類型別の金額	-	-	-	○	○

※全国市長会 市民総合賠償補償保険ガイドから作成

## (2) 本市の状況

### ア 保険の加入状況

本市は、賠償責任保険のみの契約類型1・A型（内容は右の表のとおり）に加入しており、令和6年度の保険料は776,994円であった。

賠償責任保険 契約類型 1型			A型
限度額	身体	1名	2,000万
		1事故	2億
	財物	1事故	1,000万

当該契約類型を選択している理由を確認したところ、「賠償責任保険は、施設の瑕疵等に伴う市の損害賠償責任に対するものであり、施設ごとに各課が加入手続を行うことより、とりまとめて加入することが合理的と考えられる。過去10年間に24件の保険対象の損害賠償があったが、財物賠償は23件で、身体賠償は1件であった。そのうち、限度額を超えた損害賠償は、財物賠償1件（約1,400万円）があったものの、その他23件の損害賠償額は100万円以下であるという実績等を踏まえ、A型に加入している。一方、補償保険の場合は、実施するイベント等ごとの特性に応じた適切な内容の保険に加入する必要があると思料され、その内容を十分把握している担当課により個別に適切な保険に加入することが合理的であることから、とりまとめて加入することとしていない」との回答であった。

### イ 保険金請求の状況

平成26年度以降の保険金の請求状況について調査した結果、約10年間で24件保険金額14,225,938円で、そのうち主催行事が物損で1件、保険金額は15,336円であった。

#### 4 着眼点に対する監査の結果

##### (1) 事故等の対策を定めているか

事故対応マニュアルを定めている課所室は、指定管理者主催行事では、「全て又は一部の施設で定めている」が81.8%と高い割合であったが、直接的市主催行事では14.5%と低い結果となった。

直接的市主催行事を開催する課所室に対し、定めていない理由を確認したところ、「発生したことがない」、「発生のリスクが低いから」など一定の判断をしている課所室もあったが、「特に理由はない」と回答した課所室が29.8%を占め、リスクに対する意識の低さが見受けられた。

一方で、定めている課所室に対し、事故対応マニュアルをサンプル<sup>15</sup>として提出を求めたところ、精密度にばらつきはあるものの、連絡体制から行動手順まで具体的に定めている意識の高い課所室も存在していた。

このような結果となった背景の一つには、行事に限定したものではないが指定管理者に対しては指定管理ガイドラインにおいてリスク管理に一定の水準を求めている一方で、市においては、リスク管理に対する組織的な統制が図られていないことが要因と史料する。

事故等の対策をあらかじめ定めておくことで、事故発生時に迅速かつ的確な対応が可能となり、リスクの最小化が図られると史料することから、具体的かつ実行可能な事故対策マニュアルの策定について検討されたい。策定に当たっては、基本的な事故対応手順、連絡方法などを定めた標準的なマニュアルを作成し、各課所室が独自の状況や行事の特性に応じた改良を行う方法により、組織的な対応の統一性や業務の効率化に努められたい。

##### (2) イベント保険等に加入しているか

現在、主催行事を含めた本市全体の保険として、総務部において市民賠償責任保険のうち、最低限の賠償責任保険には加入しているが、補償保険には加入していない状況であった。その理由は、実績等を踏まえた判断及びイベント等の特性に応じた保険に所管課所室が加入することが合理的との判断によるものであった。

このため、主催行事を開催する課所室は個別にイベント保険等に加入する必要があるが、実際に加入している課所室は一部にとどまっていた。個別の加入状況を見ると、指定管理者主催行事では賠償責任保険で81.8%、行事傷害補償保険で63.6%と高い割合を示しているものの、直接的市主催行事に関しては、何らかの保険に加入している課所室を合計しても32.7%

---

<sup>15</sup> 全てを提出することは困難なため、代表的なものを課所室に選定してもらい提出を求めた。

で、行事傷害補償保険に加入している課所室は12.7%にとどまっていた。保険に加入している課所室の理由は全てがリスク管理を意識したものであり、その意識の高さがうかがえた。しかし、未加入の課所室は、必要性を感じていながらもスケールメリットや予算の課題から未加入となっている課所室があるものの、「必要性がないため」と回答した課所室が62.2%を占めていた。

一方で、職員調査では、リスク管理や参加者・従事者の安心確保のために、51.4%の回答者がイベント保険等の必要性を感じていると回答しており、職員の意識と組織としての対応実態に乖離が見られる結果となった。また、加入が不要と回答した職員の主な理由は「困ったことがないから」、「特に理由はない」といった受動的な判断であったが、全庁的な方針や基準が定められていないことに課題を感じている職員も存在した。

事故等の対策と同様に、指定管理者に対してはリスク管理に一定の水準を求めている一方で、市においては、リスク管理に対する全庁的な方針や基準が存在せず、組織的な統制が図られていないと思料する。

また、スケールメリットや予算の課題から未加入としている課所室もあることから、包括的なイベント保険等の加入のあり方について検討する必要性が感じられた。

## 5 意見

### (1) イベント保険等の組織的な検討

現在は、課所室が個別に検討や対応を行っているが、組織として総合的に検討することで、事故発生時の迅速かつ統一的な対応や業務負担の軽減と財政負担の縮減が図られると思料することから、主催行事に対するイベント保険等のあり方や統一的なガイドラインの策定について、リスク管理の観点から組織的な対応を検討されたい。

### (2) 指定管理における所管課所室のリスク管理体制の強化

指定管理者が定めている事故対応マニュアルを所管課所室が保管していないところも確認されたことから、所管課所室が必ず保管するなどリスク管理に関する組織的な体制の強化に努められたい。

### 3 むすび

今回の行政監査の調査の結果、20部局46.2%の課所室で市主催行事が開催され、令和5年度の実績では4,209件、1日平均11.5件に相当する規模となっている。また、そのうち1,494件35.5%はこども等対象行事であった。

過去5年間の事故発生件数は12件と少なく、市が法的責任を負った事案も確認されなかったが、今後も多くの市主催行事の開催が見込まれる中で、これまでと同様に事故が発生しない保証はなく、参加者の安全性リスクや発生後の法的・財政的リスク、自治体の信用リスクなど、様々なリスクを内包していると思料する。

市民が安心して参加し、主催者が適切な運営を行っていくためには、こうしたリスクを考慮した事前及び事後の対策が不可欠であり、総合的かつ統一的なリスクマネジメントの実施や、保険加入によるリスク移転について検討することが重要であると思料する。また、市民ニーズの多様化に対応した市主催行事の変容も想定されることから、定期的な見直しの体制整備が必要と思料する。

市民が安心して市主催行事に参加できる環境を整えることで、行事を触媒として、市民の社会参加や学び、地域住民の交流が持続的に促進されることを期待する。